

令和2年4月20日

保護者各位

さくら市教育委員会
さくら市小中学校長会

市内小中学校の臨時休業の延長について

このことについて、国が4月16日付で全国に緊急事態宣言を発令し、栃木県知事より県内全市町が小中学校の臨時休業延長の要請を受けたことに伴い、4月13日(月)から24日(金)まで臨時休業としている市内小中学校におきましても、臨時休業期間を下記のとおり延長することにいたしました。

つきましては、子どもたちの学び・心のケアなどについて最善の努力を重ねていきたいと思っておりますので、保護者の皆様におかれましても、子どもたちを守るための取り組みにご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

記

1 延長期間

4月27日(月)から5月6日(水)まで

2 課題の受渡し

4月27日(月)・28日(火)

(詳細は、明日お知らせします。)

3 児童受入

学校で実施している児童の受け入れは、4月27日以降も現在の条件のまま引き続き実施いたします。

4 臨時休業期間中の注意事項

- (1) 児童生徒の健康・安全面を考慮し、不要不急の外出は控えるよう、ご家庭での指導をお願いいたします。
- (2) 臨時休業中の詳細については、各校ごとの通知やメール配信に従ってください。
- (3) 校庭は開放しておりますので、日常的な運動(ジョギング、散歩、縄跳びなど)を安全な環境の下で行っていただきたいと考えます。
- (4) 毎日、朝晩のお子様の体温を測定して、健康観察をするなどの対応をお願いします。
- (5) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある等の場合は、栃木県北健康福祉センター(0287-22-2679)に相談してください。